

わが国会計基準の国際調和とその影響について

— 国際会計基準との関連を中心に —

研究員 桜井秀樹

- ・ はじめに
- ・ 国際会計基準の概要
- ・ 連結財務諸表
- ・ 金融資産および金融負債の会計処理
- ・ 保険会社への影響
- ・ おわりに

・ はじめに

現在、わが国においては会計基準を見直す動きが進められている。1997 年 6 月には、企業会計審議会が『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』、『金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理』および『研究開発費に係る会計処理基準の検討にあたっての論点整理』を発表した。

こうした動きの背景には、日本の企業の活動がグローバル化したこと、世界の金融市場相互の関係が緊密化したこと、直接金融の重要性に対する認識が高まったことなどがあげられる。直接金融の拡大は必然的に市場参加者への情報提供の重要性を高める。投資家が投資尺度として役立つ情報提供を求めるのに呼応した制度への変更が始まろうとしているわけである。また、わが国が現在取り組んでいる、金融ビッグバン成功の前提となる投資家や預金者の自己責任についても、ディスクロージャーの充実なくしては求め得ないことも認識され、そうした面からも会計情報の充実を求める声が上がっている。

一方、こうしたわが国での動きと並行するようにして、世界的にも国際会計基準（IAS）の整備作業が 98 年 3 月を目標に進められている。国際会計基準は強制力を持たないため、日本国内の会計基準を直接拘束するものではないが、グローバル経済への対応という点で、その目的を共有していると考えることができる。従って、国際会計基準、そして現在資本市場にもっとも影響力のある米国の会計基準およびその見直し作業などが、今後の

わが国の会計基準に実質的には一定の影響を及ぼしてくることが予想される。

IAS は包括的な基準を目指しているが、現段階においてもわが国の会計基準と異なる点を多く含んでいる。一般的に IAS と日本の会計基準の主な相違点として挙げられるのは、連結決算、キャッシュフロー計算書、税効果会計、リース会計、退職給付に対する保険数理強制、金融商品時価評価、長期工事契約の収益認識基準、外貨取引の期末時価評価などであるが、このうち、本論では現在わが国の企業会計審議会においても見直し作業が行われている連結財務諸表と、同じく現在国際会計基準委員会（IASC）において導入が検討されている金融資産および負債の会計処理（Fair-Value = 公正価値¹による評価）の二つの問題について取り上げ、その影響と問題点を論じることとする。

・ 国際会計基準の概要

1. 国際会計基準委員会（IASC）

国際会計基準の作成作業は国際会計基準委員会（IASC）を中心に行われている。IASC は 73 年に日米英仏独など 9 カ国の会計士団体によって創設された民間団体であり、現在 88 カ国 125 団体が加盟している。「国際会計基準に関する趣意書」によれば、IASC の目的は、会計基準を公表し、この基準が世界的に承認され遵守されることを促進することにある。また、財務諸表の作成提示に関する規則、会計基準および手続きの改善と調和に向けて活動することもその目的である。当初の IASC は会計士らの民間団体で、それ単独では各国の法的・社会的状況を反映した会計基準に対し、国際的に強い影響力を与えることは難しかった。しかし、87 年に証券監督者国際機構（IOSCO）が IASC の諮問委員会の一員になり、88 年の IOSCO の総会で IAS 支持を表明したため、IASC の動向が世界的に注目されるようになった。

2. 証券監督者国際機構（IOSCO）

証券監督者国際機構（IOSCO）は規制当局間の情報交換の場であり、日本の大蔵省証券局は1988年から正式会員として参加している。IOSCOの起源は74年にアメリカ、カナダ当局が中南米諸国の資本市場の育成を図るために、証券監督者、証券取引所の指導を行うことを目的に設立した米州監督者協会である。その後、世界的な証券化、グローバル化の流れを受け、欧州、アジアの加盟が進み、86年のパリ総会にて機構が変更され、現在のIOSCOとなった。近年は、IAS支持を表明するとともに、規制の国際的な調和を図ることを主眼としてきている。IOSCO内には、5つの作業部会が作られ、そのうち第一部作業部会（WP-1）が多国間売り出しおよびディスクロージャーを担当し、IASと深い関係を持っている。IOSCO・WP-1は世界的な資本取引のさらなる活発化のために、もっともコストが安く、かつ効率的な方法により、企業が国際的な資金調達を行えるよう、企業が外国において開示する財務書類を作成する共通の基準としてIASの承認の可能性を検討している。93年のメキシコ総会ではIASCに対しコア・スタンダードを提示した。続いて、94年6月にはその時点で完成していた24本のIASについて、各メンバー国から出された改定必須項目及び検討保留項目をまとめたIOSCO・WP-1コメント・レターがIASC議長あてに発出された。

3. 国際会計基準（IAS）

国際会計基準（IAS）はIASCが世界各国で広く活用される会計基準として設定・改定作業を行ってきたものである。

初期のIASは、各国基準の寄せ集め的な色彩が強く、多数の代替的な会計処理の自由な選択を認めるなど、基準として十分なものではなかった。このため、IASCは、80年代後半から90年代初めにかけて比較可能性プロジェクトに取り組み、それまで広い選択肢を認めていた個々のIASについて、会計処理方法の絞り込みを行い、国際的な基

準として必要な比較可能性を高める作業を実施した。

93年6月、IOSCOはIASが国際的な会計基準として将来的に承認されるためには、IASは一部の会計項目についてのみの基準であってはならず、包括的な会計基準の体系として整備される必要があるとの意見をIASCに伝え、含まれるべき会計基準としてコア・スタンダードを提示した。これをもとに、IASCはIAS設定・改定に係る作業計画を作成、その後作業期間を前倒しし、98年3月完成を目指している。

4. IASに対する米国の対応

長く米国は、IASは米国が要求する水準のディスクロージャーが確保できないという理由で、IASに対しては消極的な姿勢をとっていた。米国との間で相互承認が実現しなかったのも、こうした理由によっている。しかし、現在は積極姿勢に転じたといわれる。これはIASCが米国のSEC基準を反映したものになるよう努力するという方向への方針転換を行ったためである。

IASの今後の動向を考えるに当たっては、米国の動きが特に重要である。現在世界の金融市場の中心が米国であることは誰もが認めるであろう。従って、最も資金の動きが活発であり、世界の市場への影響力が強い資本市場のルールを無視した基準作りは意味が薄いため、必然的に米国の基準を重視せざるを得ないからである。

5. IASと日本基準

日本の会計基準は債権者保護を主な目的とした形態となっており、市場での投資家に対する有効な情報提供を目的としたIASとは異なった会計基準を用いている部分が多い。主な相違点は図表1のとおりである。このうち、IAS9、19、27、28および金融商品と中間財務諸表については、わが国の会計審議会において現在検討が行われている。

図表 1 国際会計基準と日本基準

IAS	日本
IAS2 棚卸資産 ・ 棚卸資産の測定 原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定(低価法)。 ・ 棚卸資産の取得原価の算定 (標準処理) 先入先出法または加重平均法。 (代替処理) 後入先出法。 この場合、後入先出法に基づく帳簿価額と標準処理法との差額を明示。	棚卸資産の評価は、原価法、低価法の選択適用。 低価法の場合の時価は、再調達価額または正味実現可能価額 最終仕入原価法、後入先出法等が認められている。後入先出法を採用した場合の左記の開示は求められていない。
IAS8 期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更 ・ 重大な誤謬 (標準処理) 過年度について重大な誤謬の訂正があれば、留保利益期首残高を修正。また、過年度について修正再表示。 (代替処理) 重大な誤謬の訂正額は、当期の純損益の計算に含める。過年度修正せず。ただし、標準処理による情報開示。 ・ 会計方針の変更 (標準処理) 会計方針の変更は、遡及的に適用。 (代替処理) 会計方針の変更は当期の純損益の決定に含め、過年度の財務諸表は修正しない。ただし、過年度について標準処理による修正情報を開示。	IAS の代替処理に同じ。ただし、過年度についての修正情報は開示しない。 IAS の代替処理に同じ(遡及適用は行わない)。なお、前期まで適用されていた会計処理を仮に当期に適用した場合の差額を開示(過年度についての修正情報は開示せず)。
IAS9 研究費および開発費 研究費は費用として認識。 開発費のうち、一定の条件を満たすものは資産化。	費用処理、資産化の選択
IAS11 工事契約 ・ 工事収益と費用 工事の進捗度に応じて認識。	工事進行基準及び工事完成基準の選択適用。
IAS16 有形固定資産 (標準処理) ・ 取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上 (代替処理) ・ 評価日における公正価値からその後の減価償却累計額を控除した金額で計上。	工事負担金等について圧縮記帳等の処理が認められている。

IAS17 リースの会計処理 ・ファイナンスリースの処理 通常の売買取引に係る方法に準じて処理。 ・オペレーティングリースの処理 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理。	ファイナンスリースのうち、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、所定の事項を注記することを選択できる。
IAS18 収益 ・役務の給付の認識 取引の進行度に応じて認識。	完了基準も可。
IAS19 退職給付コスト ・費用処理の基本原則 退職給付費用は、労働提供の行われた期間の費用として認識。 計上する費用は、適切な保険数理に基づいて算定。 —割引率は長期利率を反映すべき —年金資産は時価評価、等 ・具体的処理方法 発生給付評価方式 (現在、年金負債の B/S 計上を含め、新 IAS の設定作業中)	企業が基金へ拠出した金額をその期において費用処理。 年金負債の B/S 計上を行わず。
IAS21 外国為替レート変動の影響 ・外貨建金銭債権債務の換算レート 決算日レート ・換算差額の認識 発生した期間の損益として認識。 正味投資額を処分して損益に認識するまでは、株主持ち分に分類	長期の貨幣項目は、重要な為替差損が生じている場合を除き、取得日(または発生日)レートで換算し、決算時レートによる換算額を注記。
IAS22 企業結合 ・取得者を識別できる場合 取得=パーチェス法 ・取得者を識別できない場合 持ち分の結合=持ち分プーリング法	合併に関する包括的な会計基準はなく、実務上、被合併会社の資産を簿価で引き継ぐことが多い。
IAS27 連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理 ・実質支配力基準を規定	子会社：直接・間接の議決権の保有割合が 50% 超の企業(形式基準)
IAS28 関連会社に対する投資の会計処理 ・関連会社 投資企業が重要な影響を有する企業(実質的基準)	関連会社：直接・間接の議決権の保有割合が 20% 以上 50% 以下かつ、重要な影響を与えることができる企業。

・連結財務諸表

1. 我が国の連結財務諸表並びに連結基準の現状と問題点

(1) 連結財務諸表の位置づけ

わが国商法では企業単体の財務諸表の作成が求められているのみであり、連結財務諸表の作成は規定されていない。連結財務諸表は証券取引法において、有価証券報告書作成会社に開示が義務づけられているのみである。

しかし、企業のなかにはいわゆる子会社や関連会社といった資本的結びつきの強い企業を持つ企業も多くあり、いくつかの企業が集まって製品やサービスを作り出している場合も多い。また、最近では企業の海外進出が活発になり、海外部門の運営を現地子会社等が担当する事例も数多くある。こうした企業群の場合には、単体の決算を見ただけでは企業経営の実態を正確に把握することが難しい。

(2) 連結基準

また、連結対象の範囲についても、我が国では現在議決権株式の 50% 超を保有する子会社を対象とするという形式基準が適用されているが、この場合、株式の一時的売買により、業績の良い子会社を連結対象とし、業績の悪い企業を連結対象外とする、あるいは親会社の損失を子会社に付け替えた上で、株式の保有割合を一時的に下げるといった、利益操作の余地を残している。

2. IASC の取り組み

IASC は 78 年に IAS 第 3 号「連結財務諸表」を公表した。その後、改定作業を進め、89 年には IAS27 号「連結財務諸表と子会社投資の会計処理」および IAS28 号「関連会社に対する投資の会計処理」を、さらに 90 年には IAS31 号「ジョイントベンチャーに対する持分の財務報告」を公表した。また、82 年には IAS22 号「企業結合の会計処理」が公表され、93 年に改定されている。これらは連結財務諸表に関する補完的役割を果たしている。欧米および IAS では財務諸表は連結が主流である。

さらに IAS では実質基準として、

- ・他の資本家との契約に基づき、過半数の議決権を有している場合

- ・法令または契約で当該企業の財務方針や営業方針を統括する力を有している場合
- ・取締役会等の過半数のメンバー選任または解任する力がある場合

- ・取締役会等で過半数の投票数を有する場合

の 4 つをあげている。上記のような場合には、企業の過半数の株式を所有していなくても、企業を実質的に支配しているとみなされ、連結財務諸表に含めることが必要となる。また、反対に、子会社の中で親会社の連結財務諸表に含めることが適切でないと考えられる場合もあり、IAS では下記の場合を連結対象外としている

- ・一時所有の会社

親会社が子会社を近い将来において処分する目的で所有し保有されている場合

- ・資金送金が制限されている場合

親会社への資金送金が著しく長期にわたって阻害されている場合

以上が IAS の場合の連結基準であるが、国内で実質基準が採用される場合には、ほぼ同様のものとなる可能性が高いと考えられる。

3. 今後の見通し

企業会計審議会は 97 年 6 月に『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』を発表し、従来指摘のあったこうした問題点について一定の方向性を示した。

まず、連結財務諸表の位置づけに関しては、「第一部 - 基本的な考え方」において次のように述べられている。

「証券取引法に基づくディスクロージャー制度においては、これまで個別情報を中心としており連結情報は個別情報に対して副次的なものとして位置づけられてきた。しかし、多角化・国際化した企業に対する投資判断を的確に行ううえで、企業集団に係る情報が一層重視されてきているため、連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図るとともに、その一環として、セグメント情報を一層充実することが必要である。」

また、連結対象子会社の範囲についても以下のとおり、支配力基準導入の方向性が示された。

「現行の連結原則では、子会社の判定基準として、親会社が直接・間接に議決権の過半数を保有

しているかどうかにより判定を行う持株基準が採用されているが、国際的には、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う支配力基準が広く採用されている。

現在わが国で採用されている持株基準も支配力基準の一つと解されるが、議決権の所有割合が 100 分の 50 以下であっても、その会社を実質上支配しているケースもあり、そのような被支配会社を連結対象に含まない連結財務諸表は、企業集団に係る情報としての有用性に欠けることになる。

このような見地から、子会社の判定基準として、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入し、他の会社（会社に準ずる企業体を含む）の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から、基準を設定することとする。」

これらは本文中にもあるように、国際的な動向を反映し、比較可能性を高める動きの一環である。意見書にもあるとおり、財務諸表等企業の情報開示は今後連結を主として考えられるようになるであろう。そうなれば、子会社への利益や損失の付け替えのような行為は難しくなり、投資家にとって単体の企業とグループの間の関係について実態の把握が行いやすくなるであろう。それとともに、投資基準も単体の財務情報を重視するスタンスから、連結の財務情報を重視するスタンスへの移行も起きるであろう。すでにわが国の証券市場においてもこうした流れを先取りした動きが見られている。一方、セグメント情報が充実すれば事業ごとの収益性に対する市場の評価も厳しくなる。そうすると、グループ内での事業の再編成が今後活発化する可能性もあろう。

また、独占禁止法の改正により、純粹持株会社の設立が解禁された。純粹持株会社の株式及び子会社の株式に関する公開政策等については、現状ではどのような形が主流となるか定かではないが、いずれにせよこうした企業形態の出現も連結決算、連結財務諸表の意義と必要性を高めることは間違いないであろう。

・金融資産及び金融負債²の会計処理

1. わが国の現状と問題点

わが国においては、金融商品の評価方法として、一般的には原則として取得原価法が採用され、例外として低価法が認められる形になっている。こうした会計制度は、戦後の高度経済成長期から平成のバブル期に至るまで、企業に含み資産の形成という恩恵を与えてきた。こうして形成された含みは、企業のリスクテイクに対するアブソーバーとなり、企業規模の拡大に貢献し、さらなる経済成長の源泉となる機能を果たしてきた。平時には利益を顕在化させずにいざというときは資金が捻出できる、企業にとっては非常に都合の良い仕組みであった。しかし、そのことは反面、市場の財務諸表に対する信任を低め、経営者に含みを前提とした経営を助長したことにより、事業の収益性に対する感度を鈍らせる働きをしてしまったことも否定できない。そして、含み経営はその前提となる右肩上がりの経済成長が望みにくくなった現在、不都合な面が露呈してきた。不良資産の処理を遅らせ、資産内容の一層の悪化を招いたことも、時価主義の普及が遅れたことが一因との指摘もある。含みは明確な数字として開示されないため、情報開示の不足から、海外投資家からの日本企業の財務構造に対する不信を招く要因ともなった。

ただ、こうした中、わが国で時価会計の導入がまったく手付かずであったわけではない。先物取引等により多額の損失を被る企業が出たことなど、金融商品の高度化によるリスクの増大、先物・オプション取引の実態開示に対する要請の高まりから、91 年 3 月期より、証券取引法上の開示書類においては、市場性のある有価証券に係る時価情報のほか、先物・オプションに関する時価および評価損益の開示が開始された。さらに、97 年 3 月期、98 年 3 月期と順次デリバティブ取引の開示が進展しつつある。

このように、現状は銀行法・証券取引法といった特別法の範疇において徐々に時価会計が取り入れられ始めている。

2. IASC の取り組み

国際会計基準では当初、94 年に E48 として保有目的により評価方法を分ける方法を用いた公開草案を作成した。E48 は、長期または満期まで保有するものは原価法、ヘッジ目的のものはヘッジ会計

を適用、それ以外は時価で評価するというものであった。

しかし、金融商品の保有意图は、恣意的なものとなる可能性があるためこれは十分な支持を獲得できなかった。このため、IASCは97年3月末に、金融資産・負債を全面的に時価評価し、損益計算書に反映させることを柱とする『金融資産及び金融負債の会計処理』を発表、現在検討が行われている。

3. 米国財務会計基準（FASB）の状況

現在の米国における金融商品の評価基準は、次のようになっている。

< 有価証券 >

- ・売却目的のものは時価評価し損益計上
- ・売却可能なものは時価評価し貸借対照表の資本項目に計上
- ・満期保有を目的としたものは原価評価

< 債権債務 >

- ・原価評価

このように、米国においては、現在は保有目的別の評価が行われている。

しかし、売却可能な有価証券に関しては評価損益を包括利益に計上することを検討中、デリバティブの残高について時価評価を検討中といったように、積極的に時価評価を行い評価損益を損益にまで反映させる動きが進行中である。

4. 時価会計導入の問題点

投資意思決定のために、企業の財務状況について実態を正確にあらわす財務諸表の要請が強いことは、既に述べてきたところである。時価会計はその有力な手段の一つであると見られており、事実かなりの有効性を認めることはできよう。ただし、時価会計ですべてが片付くとは限らないことも認識しなければならない。原価にせよ時価³にせよ、それぞれの特長と限界を認識しなければ、判断を誤る可能性があることに変わりはない。ここでは、時価会計導入に関する問題点を取り上げてみたい。

（1）時価情報の扱い

取得原価主義により作成されている現在の財務諸表に、時価会計による情報を盛り込む場合の扱

い方については、おおむね次の三つの方法が考えられる。

開示のみとする

資産を時価評価した結果を、財務諸表本体へ組み込まずに、簿外の注記等の手法により、投資家へ開示するにとどめる方法である。この方法は、既に部分的にはあるが取り入れられつつある。この方法だと、財務諸表に直接影響を与えない利点がある。時価評価した資産、負債や評価損益が財務諸表に反映されることのデメリットはそれぞれの部分で述べるが、この方法だと、そうした実現部分と評価部分の混載を防止できる。しかし、この範囲にとどまってしまうと、結局会社の財務状況を適切に反映した一覧性のある資料を作成することにはならず、投資家に対する情報開示方法としては不十分さを残さざるを得ない。

貸借対照表のみに反映させる

資産負債を時価評価し、貸借対照表にのみ反映させる方式である。現在米国では売却可能な有価証券を対象に、この方式が採用されている。売却目的ではないので貸借対照表の資産の部に計上される評価損益は、当期利益に影響を与えないが、資本の部には未実現損益として反映され、バランスすることになる。

貸借対照表のみに限らず損益計算書へも計上する

評価益を実現利益と区別して、損益計算書にも計上する方式である。現在、米国でもこの方式が検討されている。この方式では、当期利益を算出した後、「その他の包括利益」として計上し、当期損益とあわせて、「包括利益」として処理するものである。

（2）時価評価の範囲と時価・原価の混載

また、時価評価はどの範囲で行うことが適当かという議論がある。

上記のように、貸借対照表や損益計算書の一部を時価で評価し、一部を取得原価で評価するという方法は、ピースミール・アプローチと呼ばれ、財務諸表自体の妥当性に問題を生じさせるとの根強い批判がある。性善説的に言えば、やはり原則は各資産の保有目的に照らして両者を使い分けることが妥当なのかもしれない。しかし、現実には恣意性に対する批判を排除できない。さらに、可

能な限り時価評価すべきとの主張者は、従来の取得原価主義に基づく財務諸表自体、すでに企業の実態を反映しないものとなっている以上、ピースミール・アプローチであっても、時価情報を提供することは、投資家に対する情報開示面で進歩と評価している。勘定科目すべてが時価評価されることを原則としない以上、何を時価で評価すべきかという問題は常に付きまとうであろう。さらに、一社では制御不可能である市場の変動を企業業績に反映させる時価評価は、企業経営の健全性を損なうリスクがあるとの意見についての論議も今後続くであろう。こうした議論の成熟が時価評価定着の前提として必要なのである。

(3) 時価そのものの問題点

これまで時価評価導入の問題点について述べてきたが、実際には時価の算出自体にも問題点がある。

割引率

一般に、無リスク債券の現在価値は、額面を F 、利子を C 、割引率を r 、満期までの期間を n とすると、時価 P は、

$$P = C_1 / (1+r) + C_2 / (1+r)^2 + C_3 / (1+r)^3 + \dots + C_n / (1+r)^n + F / (1+r)^n$$

にて算出される。

原理的には、こうして計算すれば、市場金利を下回る貸出しなどは P が縮小するため、時価資産が減少するとともに、評価損が発生するため、当該企業の財務状況について、投資家にとってはよりわかりやすい情報の開示が期待しうる。⁴

しかし、このうち割引率 r は必ずしも自明の値ではない。おそらく、無リスク証券の代表である国債の流通利回り、満期までの期間 n に対応するものを割引率とするようなことになるのであるが、それで十分なのであろうか。

リスクの評価

の計算により資産の時価が測定可能となるのはあくまで利払いおよび元本の償還が確実であり、かつその時期も確定している国債等⁵ごく一部に限られる。金融資産にはリスクを持つもののほうが圧倒的に多い。したがって、無リスク資産の割引率が決まってもそれにリスクを加味した割引率に修正しなければならない。このことは IASC のディスカッションペーパーにおいても取り上げられて

いる。しかし、わが国経済のバブル崩壊前までの右肩上がり成長、そしてそれに支えられた土地神話、担保万能主義の下では、こうしたリスク評価技術の積み重ねがなされてきておらず、データ整備も含め必ずしも十分な状況とは言えない。従って適切にリスクを反映した割引率を設定することは実態として難しいのではなかろうか。

市場の効率性

IAS の公正価値は効率的市場仮説にのっとっている。そしてこの考え方は市場性のない金融商品にも拡張されるとしている。さらに、効率的市場仮説が多くの理論の中の一つではなく、発達した金融市場が機能する方法として受け入れられているともしている。確かに米国等においてこの説に対する支持は高いようである。しかし、現実にはどうか。市場価格が連続性を持つことも否定できないと思われる。つまり、効率的市場仮説では、新たな情報は瞬時に織り込まれて価格等に反映し、超過的収益の余地は即座に裁定されてしまう断続的な価格形成を前提とする。しかし現実の市場は、効率的な価格決定へ向けた動きをすること自体は否定しないものの、それは時間的連続性をもって行われる。したがって、ある一時点で切って、その時点の市場価格が常に効率的な時価であるとは必ずしも言えないのではないか。比較可能性を重視する以上、そうせざるを得ない面はあるものの必ずしも十分ではないのではないか。そして、もし、効率的な市場価格の形成に時間がかかるとすれば、それを無視してしまうことによるボラティリティーの拡大については懸念すべき問題となるであろう。

大口取引

また、取引の裏付けを欠いているという問題がある。つまり決算時点で売却したならばという仮定の価格で評価する (what-if) の会計となる。実際には、決算時に日本の株式持合いのようなものが処分され、市場の価格形成に影響を及ぼすほどの需給の変化が出た場合、市場では瞬時にさばきることができない可能性があるばかりか、それまで公正価格として評価していたものが、需給の変化により大きく動くことになる可能性もある。そうすると結局市場に影響を与えるほどの所有者が公正価格として評価した価格は、実現不可能な

ものである可能性が高い。

市場性の無い金融商品の評価

この種の商品に関する評価基準は既に述べてきたような要素を考慮した上、さらに参照すべき市場価格や内在価値に対する時価評価などがあり、現時点では評価にかなりの困難性と問題点を持つと言える。たとえば、わが国においても市場性のない株式について類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式といった価格算出法があるが、その1つをもって、ここでいう時価とすることが妥当かどうか。こうした金融商品については、今後市場に受け入れられる基準の公開と改善を繰り返しながら一種のデファクトスタンダードとなるようなものを作り上げていかざるを得ないのではなかろうか。

持ち合いの評価

最後に日本の株式持ち合いについてその時価評価を考える際の問題についてごく簡単に問題提起してみたい。

まず、安定配当主義の下での持ち合い株式は、市場価格の有無に関係なく売却しない株式であるから、たとえ市場価格があったとしても、それを公正価格と素直に受け入れることに対して若干ながら疑問の余地があるはずである。むしろ、企業経営の安定や取引関係の維持という無形的要素を除けば、将来にわたり期待される配当の現在価値の合計が株式の内在価値であると考えられ、それを定式化するといわゆる配当割引モデルで現在価値を算出できることになる。つまり、株式の現在価値 V は、毎期の配当額 D (一定) と割引率 r によって、 $V = D/r$ と評価されうる。

一方、先ほど取引関係の維持を除外したが、株式の持ち合いは取引関係の維持を目的とするものであるから、資産というより費用であると主張したい経営者もいるのではなかろうか。株式を保有している間、取引を行って利益を計上するから期間損益に株式取得コストを配分する長期前払費用として処理すべきだという考え方である。これは株式取得動機やその効果の観点からすれば最も正しい処理であるかもしれない。しかも、それが無配で流動性の乏しい株式などであれば時価評価するとその機会損失までも計上しうるような気もする。しかし、株式が金融資産である以上売却可能

な場合もあり、こうした会計処理の実現性は薄いであろう。

第三に、持ち合いを維持しながら益出しだけをするクロス取引が現実に行われていることからすれば、むしろ取引コストをかけずに利益実現を行うことができるのであるから、積極的に時価評価すべきとの考え方もあろう。ただ、この場合益出しが売買のタイミングや銘柄を自由に選択できるのに対し、時価評価はすべての金融資産に対し、決算日末の時価で評価することしかできない点に不満が持たれるであろう。さらに、長期的に形成してきた含み益が時価会計導入によって瞬時に吐き出されてしまうことに対する不満も大きいのではなかろうか。

このように、持ち合い株式を市場価格⁶で評価することに抵抗があるとすれば、結局、最終的にはわが国に特徴的な制度である以上、わが国の持ち合い形成の歴史や風土、商慣行を反映した基準を改めて考える必要があるとの結論に達する可能性もある。

5. 今後の見通し

金融商品の時価評価に関しても、わが国の会計に導入する方向で検討が進むことは間違いのないであろう。ただし、適用の範囲や財務諸表への反映、課税等に関してはまだ議論がまとまっていない。

時価評価を導入した場合、まず最初にぶつかるのは含み益をどう評価するかという問題であろう。過去何十年にもわたって形成されてきたものを、時価評価導入により一時に財務諸表に反映させるのは必ずしも適切ではないとの批判もあると思われる。また、公正価格をいかに算出するか、あるいは市場性の無い物にいかに妥当な価格をつけるかについては、今後ある意味では試行錯誤的にならざるを得ない面もあろう。時価評価はメリットも多いが、企業側も投資家側もそれに対するスキルが十分でない中で、拙速に導入を図れば混乱が生じることもありうる。基本的には、いかに投資家に分かりやすい情報を提供し、資本市場の円滑な運営と効率的な投資に役立てるかという視点で検討が続けられるものと思われる。こうした過程において格付け機関や投資家の適切な評価による関与も期待される。

企業の対応としては、こうした動きに機敏に対応し積極的に財務情報を開示する企業と反応が遅い企業とがしばらく混在することになる。しかし、市場の時代にどちらが有利に資金調達を進められるかといった点で、自ずと選別され流れが明らかになっていくと思われる。

既に述べたように、時価評価にはまだまだ解決されるべき問題も多いが、特に金融機関においては、預金者や契約者等、契約時点以降長期間にわたってその効用を享受しようとする利害関係者を抱えるという特質を考慮すれば、一般企業以上に積極的にディスクロージャーを行い、市場の信任を得るよう努力していく必要がある。

・わが国保険会社への影響

ここからは、連結主義や時価主義の導入が、保険会社の経営に与える影響について若干触れてみたい。

保険会社は基本的には他の業種と同じく一企業である。したがって、投資を受ける側として一般の企業が受ける影響と同様の影響が保険会社にも及ぶと考えられる。つまり、従来よりも連結経営を重視しなければならなくなると同時に、時価評価による収益や自己資本のボラティリティー拡大に直面する。

一般の企業と異なる面をあげれば、まず保険会社は機関投資家として多額の資産を運用している点である。その投資スタンスにおいて保有金融商品が自社の会計に与える影響に関して従来以上に敏感にならざるを得ない。つまり、リスクをとるか安定を目指すかは各社の戦略であるが、いずれにしてもその投資スタンスに見合うかどうかの選別がより厳しくならざるを得ないであろう。

次に、負債の会計処理がある。

IAS32「金融商品 - 開示および表示」では、保険から生じる債務は公正価値の開示の対象から除外されていたが、今回提案された「金融資産および金融負債の会計処理」においては、保険および年金債務、再保険債権並びに類似の項目について、これらは金融商品であると定義し、提案された原則を適切に適用するには特別の考慮を必要とする

独特の性質を有していることを認識しているとしながらも、その他の企業と同様の基準で認識すべきとされている⁷⁾。しかし、これについては、かなり困難な問題を抱えていることは否定できない。

なぜなら、損害保険においては、保険会社が偶然の一定の事故によって生じる損害に対し保険金を支払うことを約束しており、その保険債務に備えて、責任準備金、異常危険準備金、支払備金を金融負債として計上している。また、地震・台風などの自然災害による損害や、大型船舶・航空機などの巨大物件の損害は、一社ですべての支払責任を負うのではなく、国内・海外の他の保険会社に「再保険」に出して、支払リスクの分散と平準化を図っている。

しかし、保険債務について時価評価することを考えてみると、大数の法則による発生確率・損害額と保険料との妥当性の評価や、台風等による異常損害の発生確率の推計など大変困難な問題を含んでいる。再保険債権については、国内・海外の他の保険会社の信用リスクや送金の遅延問題などを反映して時価評価することは非常に難しいと考えられる。さらに、生命保険の債務の測定には、死亡率、疾病率、その他の事故率等の問題がある。

これらの問題を解決するには、おそらくどこかでルールを決めて定型的な処理を行う必要性が生じる。しかし、それでは他の金融資産の時価評価とは概念的に少し異なったものになる懸念がある。このため、保険に関しては同じ IASC で保険会計基準を別途定めようという動きもあるようである。

・おわりに

会計は社会の変化を反映する。財務会計の主目的は、企業外部の利害関係者が企業の状況を判断する上で、その合理的な意思決定に役立つ情報を提供することである。わが国においてもゆるやかな間接金融から直接金融への流れの中、その主目的を達成するため、従来の債権者保護のため保守性を重視した会計から、投資家保護と自己責任⁸⁾を実現するための明瞭性・比較可能性等を重視した会計に変わりつつあるのであろう。

さらにそうなれば、会計制度の変化によってま

た社会の変化をもたらすことにもなりうる。本論で述べてきたように、連結会計と時価評価がわが国の会計にも浸透してくれば、他の社会制度や企業経営全般への影響がでてくることは十分考えられる。

たとえば、企業が連結経営を当然として受け止め、企業グループがまとまって一つの製品やサービスを提供するようになれば、納税制度の面でも連結納税制度が検討されるであろうし、総合的経営や資源配分の適正化を図る目的での持株会社の設立等もみられるようになるであろう。

一方、時価評価が導入されれば、安易な株式持合いなどは難しくなり、企業経営の中で選別と集中が進むことになる。また、従来以上にフローの利益を重視した経営に転換せざるを得ない企業も多く出てこよう。

さらに、会計基準としては時価会計の導入が大きな問題であるが、財務諸表に表れてくるのは、基本的には過去の情報である。言うまでもなく投資家は将来に対して投資するわけであるから当然それに対応した情報公開の充実が求められることになる。そうすると、その先に見えてくるのは、一歩進んで将来の財務状況の変化、特に企業が抱える金融的リスクをいかに評価し投資家に伝えていくかということなのであろう。

最後に、国際会計基準は、それが定まっても制度的に強制力を持つわけではない。日本ではあくまで日本の商取引慣行、法制度に適合した国内の会計基準がまず第一に適用される。ただし、特に公開企業の場合、投資サイドからの企業のディスクロージャーに対する評価が、株価に直接反映しはじめており、実態のつかみにくい会計基準をいつまでも採用し続けることが制度的に維持可能かどうかについても若干疑問がある。外為法が改正され内外資本市場の一体性が益々高まれば、こうした懸念の生じる可能性も高まる。つまり、最終的には制度間の標準争いとなりかねず、そこでわが国企業が不利を受ける結果になることは避けなければならない。それには今後のIASに関係した動きを注視するとともに、さまざまな段階で積極的な基準作りへの関与を行っていくといったことも重要になってくるのではなかろうか。

[参考文献]

- ・ 国際会計基準委員会「金融資産及び金融負債の会計処理」デイスカッションペーパー(1997)
- ・ 石井健次+株式会社公開情報「IAS国際会計基準」日刊工業新聞社(1996)
- ・ 藤井則彦「日本の会計と国際会計増補第3版」中央経済社(1997)
- ・ 黒川保美「総解説国際会計基準」日本経済新聞社(1994)
- ・ 稲富富士男「国際会計基準」同文館(1987)
- ・ 弥永真生「企業会計法と時価主義」日本評論社(1996)
- ・ 平松一夫「国際会計の新動向」中央経済社(1994)
- ・ 青木茂男、関正弘、隆島唯夫、奥山章雄「国際会計実務ハンドブック」中央経済社(1987)
- ・ 「時価会計導入は妥協できぬ - IAS C 金融商品起草委員会委員長に聞く」日経金融新聞 1997年7月1日
- ・ 大西又裕「金融商品の会計基準見直し - 時価評価導入など検討 企業情報に透明性」日経金融新聞 1997年7月9日
- ・ 企業会計審議会「企業会計・ディスクロージャー関係審議会意見書等」1997年7月
- ・ 中宇根幹夫「IOSCOにおける「国際会計基準」等の検討状況について」JICPA ジャーナル No503. Jun. 1997
- ・ 中宇根幹夫「国際会計基準等の検討状況について」週刊経営財務 No.2330 1997/6/2
- ・ 基礎コース「国際会計基準」日本経済新聞 1997年2月6日~3月8日
- ・ 「全面時価評価を支持」日経金融新聞 1997年8月1日
- ・ 「国際会計基準作りに遅れ」日本経済新聞 1997年8月7日

- 1 IAS32 は公正価値を以下のように定義している。
「公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間取引条件で、資産が交換され、もしくは負債が決済される金額をいう。」
- 2 IASC 金融商品起草委員会によれば、金融商品の定義は次のとおりである。

金融商品とは、一方の企業に金融資産を、他の企業に金融負債あるいは持ち分金融商品を生じさせるあらゆる契約をいう。

金融資産とは、以下のあらゆる資産をいう。

- (a) 現金
- (b) 他の企業から現金あるいは他の金融資産を受け取ることができる契約上の権利
- (c) 金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利
- (d) 他の持ち分金融商品

金融負債とは、以下のような契約上の義務を負うあらゆる負債をいう。

- (a) 他の企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す義務
- (b) 金融商品を、潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務

持ち分金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約である。

- 3 IASC では公正価値(fair-value)という用語が用いられているが、わが国では時価 (current-value) というのが一般的であるので時価と呼ぶ。両者の概念は同じと考えて良い。
- 4 便宜的にここではリスク考えない。
- 5 国債は一般に無リスク資産の代表格とされるが、理論上厳密に言えば、流動性リスクや金利リス

クを持っているとも考えられる。

- 6 持ち合い株式は当然市場価格のないものや流通性のないものもある。そうしたもののとの整合性の問題も一考の余地はある。
- 7 IAS32 は保険契約等について、債務のみを除外している。
- 8 ここでは一般的な意味で投資家という言葉を用いるが、特定の業種にあってはそれ以外の、たとえば銀行の預金者、保険会社の契約者等についてもディスクロズの相手方として当然考慮されるべきであろう。